

「演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの 運用・保守作業」に係る事前確認公募

公募要領

2019年8月9日

独立行政法人**情報処理推進機構**

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)では、現在、IPAで構築している「演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステム」に関する運用・保守更新の契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの運用・保守作業」

(2) 契約期間

2019年9月1日より2020年8月31日まで

(3) 概要

現在、IPAで運用している「演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステム」を引き続き安定稼働させるために、技術サポート、故障対応等の運用、保守サポートを継続することを目的とする。 具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で、「A」、「B」、又は「C」に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務執行体制及びスキルに関する要件 別紙「仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募(提出) 先及び問合せ先 独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター 企画・管理部 企画グループ 担当:中田、小林

電話番号:03-5978-7554

E-mail: coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00~17:00 (12:30~13:30 は除く) 月~金曜日(祝・休日を除く)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙の「仕様書」に記載の保守サポート業務の提供が可能であり、かつ 「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等(下記提 出書類一式)を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限: 2019年8月23日(金)17時00分

場所: 「3. 手続き等」(1)に同じ

方法:持参、郵送(書留郵便に限る。)

【提出書類】

- ① 参加意思確認書(様式 1)
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙の「仕様書」に記載の運用、保守サポート業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面(様式自由)
- ③ 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状(必要な場合)
- ⑤ 会社概要 (様式 2)

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます ので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を 経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する 旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日 以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は 一切申し立てません。

記

- 1. 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結す る事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者 をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である とき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒 住所 団体名 代表者役職氏名 担当者所属役職氏名 連絡先 メールアドレス TEL

FAX

印

「演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの運用・保守作業」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 会社概要
- ※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること) サイズ: A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
- 2 応募要件
- ※応募要件を満たしている状況等について記載すること サイズ: A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

1	会 社 名						
代表	長 者 氏 名		URL				
4	k 社 住 所	〒		<u> </u>			
部	设立 年 月	西暦 年	月主	取引銀行			
j	資 本 金 百万円 資 本 系 列						
従業員数 人 加盟協会							
会社の浴	: 革公		1		1		
				.			
主	氏 名	年令	役職名	担当部	門	学 歴・略 歴	
前に〇印を記す)主要役員(非常勤は		才					
		才					
印非を常		才					
O印を記す) (非常勤は役職の		オ					
) 役 職		オ					
Ő		才					
	株	主 名	持株数	構成比((%)	貴社との関係	
主					%		
要					%		
					%		
株					%		
主					%		
					%		
関 連 企 業					主要外	注先又は仕入先	

会社概要 (2/2)

	所在地 〒					
	要に関す 所属・氏名	TEL:				
る担当者	者連絡先	FAX:				
		E-mail:				
業績		前々期 (確定)	前 期(確定)	今 期(見込み)		
	期項目	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /		
	売上高	百万円	百万円	百万円		
	営業利益	百万円	百万円	百万円		
	経常利益	百万円	百万円	百万円		
	資本勘定	百万円	百万円	百万円		
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円		
	借入残高(社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円		
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円		
	主要取引先	直近決算時点における売上高				
				百万円		
主要				百万円		
主要取引先とその				百万円		
先とよ				百万円		
。 売				百万円		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				百万円		
				百万円		
				百万円		
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無 有・無 税金支払い遅滞の有無 有・無						

仕様書

1. 件名

「演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの運用・保守作業」

2. 目的

現在、独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)で運用している演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムを引き続き安定稼働させるために、各システムの運用・保守サポートの継続を目的とする。

3. 運用・保守サポート業務範囲

契約期間	2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの 1 年間
概要	テクニカルサポート/オンサイト保守/運用サポートと復旧作業。 既に仕様を公開している下記、演習用模擬システム、および演習用モニタリングシステムの運用、保守作業を前提とする。
体制	以下の要件を満たす者を含む体制であること。 ① 対象サポートハードウェア及びソフトウェアに関する技術的な問合せ等を受け付ける保守窓口は、平日 9 時から 17 時の時間帯を含む受付と応答相当のサービスを提供すること。 ② 各システムに係る問題で、動作確認マニュアル等により判別が付かない事象が発生した場合、可能な限り速やかに、IPA の運用管理担当者が対応できる情報を提供できる体制が整っていること。
スキルに関する要件	スキルについては、以下の要件を満たすこと。 ① 製造業のシステムを対象とした、今回契約締結する演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの保守経験を有すること。 ② 製造業のシステムにおいて、今回契約締結するシステムのベンダー固有のプロトコルを扱う演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの保守経験を有すること。 ③ 今回契約締結する製造業のシステムが出力するベンダー固有のログを扱った経験を有すること。 ④ 製造業のシステムにおける異なる制御機器製品の保守経験を有すること。 ⑤ 製造業システムを対象とした演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの故障解析、各システムバックアップ操作、および立上げ確認操作に関する知見を有すること。

保守女人のでは、は、は、は、は、は、は、いいのでは、は、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いい

演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの保守契約を締結する対象 を以下表1に示す。

表 1 演習用模擬システムおよび演習用モニタリングシステムの保守対象一覧

No.	項目	保守内容
1	全体演習システム	サーバ保守 HP DL180 Gen9×2台
		保守期間 2020/7/1~2020/8/31
2	チーム演習システ	サーバ保守 HP DL180 Gen9×5台
	ム	保守期間 2020/7/1~2020/8/31
3	モニタリングシス	サーバ保守 HP DL160 Gen9 E5 v4×1台
	テム	保守期間 2020/8/1~2020/8/31
4	モニタリング	・ワークフローシステム 富士通 Systemwalker
	システム	Security Control テクニカルサポート保守更新
		(サポートデスクスタンダード:技術的問い合わ
		せ、アップグレード版提供含む)(平日のみ 9:00
		~17:30)
5	モニタリング	• McAfee∕McAfee VirusScan for Server (Japan)
	システム	Perpetual License McAfee ビジネスサポートのラ
		イセンス更新(4台)
		(テクニカルサポート平日のみ 9:00~17:00)
6	モニタリング	・McAfee∕マカフィリブセーフ (ProtectPLUS 1yr
	システム	Subscription License with 1yr Gold Software
		Support) のライセンス更新 (2 台)
		(テクニカルサポート平日のみ 9:00~17:00)

運用・保守サポート業務内容

- ① 表1保守対象品について、保守、ライセンス契約締結を行うこと。
- ② システムの初期化作業として、外部媒体に保存された2018年9月末時点のイメージファイルのデータリストアによりシステム初期化と立上げ確認を実施すること。
- ③ 各システムの問題に関し、問い合わせを受けた場合、対策の進捗について随時報告すること。なお、問題が長期化する場合、定期的にその進捗状況を報告すること。
- ④ 演習が円滑に実施できるよう、各システムのリストアにより 2018 年 9 月末時点でのシステム初期化ができること。
- ⑤ 各システムの初期化作業を行い、演習の準備が開始できるように機器のセット アップを完了すること。関連する書面については、「5. 納入関連」に示す期日 までに提出すること。
- ⑥ 上記⑤を実施し、セットアップが完了した演習環境について IPA へ説明すること。
- ⑦ 運用サポート業務として、機器故障対応や技術支援等を行うこと。関連する書面については、「5. 納入関連」に示す期日までに提出すること。

4. セキュリティ要件

本件を実施するにあたっては、別添の「情報セキュリティに関する事項」を遵守すること。

5. 納入関連

5.1 納入期限及び納入物件

運用・保守業務

① 保守、ライセンス契約更新

本仕様書の表 1 に示す保守対象品 No. 1、No. 2、No. 3 について、2020 年 6 月 30 日までに保守契約を締結した書面を提出すること。

本仕様書の表 1 に示す保守対象品 No. 4、No. 5、No. 6 について、2019 年 9 月 30 日までにライセンス契約を締結した書面を提出すること。

- ② システムの初期化作業 上記作業完了を報告する書面を、2019 年 9 月 30 日までに提出すること。
- ③ 保守手順書契約期間終了後、7営業日以内に提出すること。
- ④ 運用サポート作業 上記作業完了を報告する書面を、契約期間終了後、7 営業日以内に提出すること。

5.2 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター 住所: 〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 8 階

6. 検収関連

6.1 検収条件

本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。

以上

○情報セキュリティに関する事項

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切(IPAより開示された資料や情報を含む。)について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制、および委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための体制を定め、IPA 担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもって IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
- (9) システムの運用・保守業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- (10) なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否を IPA と協議したうえで、双方合意のもと要と判断した場合は、対策を実施すること。